

不祥事防止委員会設置要綱

(設置)

第1条 校務運営規程 第2章第14条に基づき、「不祥事防止委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。

(業務内容)

第3条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を遂行する。

- (1) 年間研修計画の作成
- (2) 学校の課題に対応した研修の企画・実施
- (3) 児童生徒の状況を把握するためのアンケートの実施
- (4) 注意喚起及び意識啓発
- (5) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (6) 教職員同士の円滑なコミュニケーションづくりのための活動

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

付則 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

不祥事防止委員会及び研修 年間活動計画

1 日常的な意識啓発の取組み

- (1) 職員の不祥事に係る事象の報道があった時は新聞記事を配付するとともに、暮会等で研修を行い、注意を喚起する。
- (2) 広島県教育委員会の「教職員の懲戒処分に係る記者発表資料」が公布された時は資料を配付するとともに暮会等で研修を行う。(教頭コメントプラス)
- (3) 「教育の原点」を名札ケースに入れて常に携帯し、一人一人に危機管理意識を持たせる。
- (4) 「不祥事防止チェックリスト」により、自己点検を行い、危機管理意識を継続させる。
- (5) 時期に応じた研修項目を工夫すると共に、より自分事として捉えられるような研修の工夫(例：ロールプレイ)をしていく。

2 年間研修計画

■不祥事防止委員会 □研修

月	活 動 内 容	担当
4 22	■運営規定・年間計画・体罰セクハラ相談窓口の開設について □服務研修「サービスの心得、『教職員としての在り方』など(広島県教育資料)	校長・教頭 校長
5 15	■服務等に関する情報交換 □服務研修「保護者対応の在り方」	教頭 教務研究部
6 12	■服務等に関する情報交換 □服務研修「公金管理と学校の会計管理, 文書取扱」	教頭 事務主任
7 10	■服務等に関する情報交換 □服務研修「守秘義務・個人情報管理」(ロールプレイによる研修①)	教頭 教務研究部
8 28	■服務等に関する情報交換 □服務研修「わいせつ・セクハラ防止」(ロールプレイによる研修②)	教頭 教頭
9 11	■服務等に関する情報交換 □服務研修「職員のメンタルヘルス」	教頭 生活安全部
10 2	■服務等に関する情報交換 □服務研修「パワー・ハラスメントについて」	教頭 教頭
11 6	■服務等に関する情報交換 □服務研修「学校災害等の危機管理・対応の在り方」	教頭 教頭
12 25	■服務等に関する情報交換 □服務研修「交通安全・飲酒運転」(ロールプレイによる研修③)	教頭 生活安全部
1 8	■服務等に関する情報交換 □服務研修「体罰防止」(ロールプレイによる研修④)	教頭 生活安全部
2 19	■服務等に関する情報交換 □服務研修「アンガーマネジメントについて」(ロールプレイによる研修⑤)	教頭 教頭
3 17	■次年度の計画立案 □服務研修「課題整理と次年度計画」	教頭 教頭

※体罰・いじめアンケート 学期に一回実施